

労働委員会の窓（令和7年5月分）

《会議関係》

- 5月9日 第1350回公益委員会議
「令和6年（不）第1号事件について（第2回合議）」の1件
- 5月16日 四国ブロック労働委員会会長連絡会議
「A組合の組合活動を理由とする懲戒処分等について、B組合（合同労組）及び組合員X（両組合に二重加入）が申し立てた不当労働行為の認定について」など3件
- 5月23日 第1243回愛媛県労働委員会総会
「国労働委員会協議会総会（三者会議）の議題等について」など9件

《集团的労使紛争関係》

- 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労働組合法7条該当号	申立内容	終結状況
6年(不)第1号	福祉業	R6.3.21	1,3	不利益取扱い是正 支配介入の禁止 謝罪文の掲示等	係属中

《個別的労使紛争関係》

- 労働相談

	相談者数	相談件数
5月	19	25
累計（4月～）	40	56

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、
労働委員会に相談してみませんか？

労働者側からの相談

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

使用者側からの相談

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あっせん等
を行う公正・中立の県の行政機関です。
相談・あっせんは無料・秘密厳守でお
受けします。

愛媛県労働委員会

089-912-2996(直通)

790-8502 愛媛県松山市北持田町 132 番地
メールアドレス roudouin@pref.ehime.lg.jp
ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tirouin/>